

青 警 本 地 第 9 3 号
平 成 2 9 年 6 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

地域警察における徒歩や自転車等による街頭活動の強化について

地域警察が行う警らは、地域警察運営規則（昭和44年6月国家公安委員会規則第5号）第19条第2項に「徒歩又は自転車により行うものとする。」と規定されているとおり、音やにおいなども含め五感で管内の実情を把握するために、本来、足を使わなければならず、また、徒歩だけでなく、自転車又はバイク（以下「自転車等」という。）による街頭活動は、多くの住民に警察官の制服姿を見せることができ、住民の安心感を醸成することへと繋がるものである。

本件については、現在、試行運用実施中のところではあるが、下記のとおり、今後、本格運用することとし、警らをはじめとする街頭活動については、安易にミニパトカーや小型警ら自動車、警ら用無線自動車（以下「ミニパトカー等」という。）を使用するのではなく、徒歩や自転車等による街頭活動を強化することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

- 1 開始月日
平成29年7月1日
- 2 運用対象者
全交番及び複数駐在所の勤務員（警部補、健康上支障のある職員、50歳代の職員は除く。）
- 3 徒歩や自転車等の活用
 - (1) 事件対応等
交番等を中心として半径約3キロメートル以下の場所に事件対応等のため出起する場合は、徒歩や自転車等によること。
 - (2) 警察署と交番間の移動
 - ア 警察署と交番間の距離が3キロメートル以下の場合は、徒歩や自転車によること。
 - イ 警察署と交番間の距離が3キロメートルを超える場合は、自転車等によること。
 - ウ 自転車等により移動する場合は、当日の当番者が交番までの移動に使用した自転車等をそのまま勤務においても使用し、翌非番日に当該手段で帰署すること。

(3) 運用対象者以外の者の警察署と交番間の移動

ア 交番に配置されたミニパトカー等を使用すること。具体的には、運用対象者以外の非番者等の内1名がミニパトカー等で帰署し、運用対象者以外の当番者がミニパトカー等で交番まで移動すること。

イ 交番に配置されたバイクで移動する場合は、複数台のバイクが配置されている場合を除き、非番者がバイクで帰署し、引継ぎ後、当番者が当該バイクで交番まで移動すること。

4 ミニパトカー等の例外的運用

あらかじめ、交番等を中心として半径約3キロメートル（往復約6キロメートル）を超える場所（以下「遠隔地」という。）に事件対応等のため出起する場合、本通達末尾添付の別表「「単独活動（複数活動可）」「徒歩、自転車等（ミニパトカー等使用可）」選択例」の対応を行う場合は、ミニパトカー等の使用を可とする。

ただし、事案等の内容や交通量、地理的状况によっては、ミニパトカー等よりも徒歩や自転車等による活動の方が効果的な場合もあることから、安易にミニパトカー等を使用することのないようにすること。

5 留意事項

(1) 単独活動の原則

限られた人員を最大限に活用し、各勤務員の現場執行力の強化を図るため、警ら、巡回連絡、各種事案の取扱いについては、原則、単独による対応とすること。

複数活動を可とする具体例については別表のとおりとするが、事案等の内容によっては単独活動を優先すべき場合もあることから、安易に複数活動をするものないようにすること。

(2) 単独乗車の原則

単独活動を原則とするので、例外的にミニパトカー等を使用する場合であっても単独乗車を基本とすること。ただし、別表記載の対応を行う場合には複数乗車を可とする。

6 その他

(1) 各交番等の所管区において、遠隔地とされる地域はどの範囲かなどを地図等に表記し、勤務員全員に周知徹底させること。

(2) 自転車使用に当たっては、「執務資料「現場対応が不安なあなたへ 特別編第1号」（平成29年4月20日付け生活安全部長事務連絡）を参考にし、交通法令の遵守に努めるとともに、自転車の日常点検を励行し、事故防止に努めること。

(3) バイクを活用する際には、交通事故防止のため事前走行訓練を行うなど感覚、身体を慣らしてから使用すること。

担当：地域課企画係・指導係

別表

「単独活動(複数活動可)」「徒歩、自転車等(ミニパトカー等使用可)」選択例

事例			徒歩、自転車等	ミニパトカー等 使用可	
	単独活動	複数活動可			複数乗車可
人命に関わる急訴事案への対応		○	○	○	○
異常信号現場への臨場		○	○	○	
災害等発生時の管内の被害状況確認、 交通規制、警戒活動等	○	○	○	○	○
熊や土佐犬等凶暴な動物に関わる事 案への対応		○		○	○
特殊詐欺や災害等の被害防止のため の広域な広報活動	○	○		○	○
早朝や薄暮時の警戒走行	○			○	
交通安全教室等装備資機材を活用す る活動	○	○		○	○
複数の被疑者や関係者等に対応する ための複数活動		○	○	○	○
精神錯乱者等の保護		○		○	○
いわゆる「突き放し指導」ができない職 場実習生との活動		○	○	○	○
被疑者・参考人等の任意同行・連行(予 想される場合含む)		○		○	○
事件・事故現場の現場保存		○	○	○	○
主要幹線道路での交通事故現場にお ける交通整理等		○	○	○	○
交通取締り	○	○	○	○	○
夜間の繁華街での警ら活動		○	○		
緊急配備箇所への配置		○		○	○
山岳遭難等捜索場所への現地集合	○	○	○	○	○
雑踏警備の配置	○	○	○	○	○